

お知らせ

2026 年 10 月 21 日
成田国際空港株式会社
調達部長

前払金制度の拡充について

当社では、建設業界を取り巻く環境や受注者の資金調達環境の改善等を踏まえ、以下のとおり前払金制度を拡充しますので、お知らせいたします。

なお、変更後の制度概要につきましては、「入札契約制度のあらまし」にも掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

https://www.narita-airport.jp/ja/company/business/pinfo/bid_contract_system/

1. 変更内容

(1) 工事に係る前払金の拡充

工事請負契約における前払金の上限額を、契約金額の 30%以内から 40%以内へ引き上げます。(受注者の入札について低入札価格調査を実施した場合は 20%以内)

(2) 工事に係る中間前払金の拡充

工事請負契約における中間前払金の上限額を、契約金額の 10%以内から 20%以内へ引き上げます。

(3) 設計・調査・測量等への適用拡大

これまで対象外としていた設計、調査及び測量等の契約について、新たに前払金制度を適用します。前払金の上限額は契約金額の 30%以内とします。

(4) 前払金の使途の拡大

前払金を充当できる費用について、材料費、労務費及び機械器具の賃借料等に加え、現場管理費及び一般管理費等のうち、当該契約の履行に要する費用にも充当可能とします。

2. 適用対象契約について

上記の拡充内容の適用対象となる契約は、個別の入札公告、入札説明書等をご確認ください。なお、現在手続き中の案件は適用対象外となります。

3. その他

当社では、工期が複数年度にわたる場合であっても、工期当初に契約金額総額に対して前払金を支払う制度となっております。

以上